

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、和歌山市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - イ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に和歌山市に転入しなかった場合：全額
 - エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - オ 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に和歌山市から転出した場合：全額
 - カ 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に和歌山市から転出した場合：半額
- (3) 上記(2)イからカまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- (4) 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況を報告します。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、和歌山市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 和歌山市が、個人情報について、都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所

氏名

